

平成29年6月22日
関東信越厚生局

保険医療機関及び保険医の行政処分について

平成29年6月21日、関東信越地方社会保険医療協議会に「保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消」について諮問した結果、諮問のとおり答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分することを決定しましたのでお知らせします。

【行政処分の内容】

1. 保険医療機関の指定の取消

- | | |
|--------------|--|
| (1) 名 称 | 不二崎歯科医院 |
| (2) 所在地 | 新潟県新潟市北区松浜本町2丁目9番11号 |
| (3) 開設者 | 不二崎 正徑 |
| (4) 指定の取消年月日 | 平成29年 6月23日 |
| (5) 根拠となる法律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第80条第1号、第2号、第3号及び第6号 |

2. 保険医の登録の取消

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 氏 名 | 不二崎 正徑（65歳） |
| (2) 登録の取消年月日 | 平成29年 6月23日 |
| (3) 根拠となる法律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第81条第1号及び第3号 |

【行政処分に至った経緯】

当該歯科医院に対し、個別指導を実施したところ、歯冠修復物の診療報酬が請求されているにもかかわらず、請求後に撮影されたレントゲン写真では、歯冠修復物が何も装着されていない事例や請求とは別の歯冠修復物が装着されている事例が認められた。

また、有床義歯において、診療報酬明細書と歯科技工物納品伝票の内容が相違していた。

事実確認のため、患者実地調査を行ったところ、診療報酬請求と実際の診療内容に相違が確認されたことから、平成27年10月から平成28年6月まで延べ8回の監査を実施した。

結果として「行政処分の主な理由」に記載した事実を確認した。

【行政処分の主な理由】

当該保険医療機関及び保険医の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (2) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)
- (3) 自費診療として患者から費用を徴収しているにもかかわらず、同診療を保険診療したかのように装い、診療報酬を不正に請求していた。(二重請求)
- (4) 実際に行った保険適用外である診療を、保険適用である診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件数	346件
不正請求額	4,709,760円

※ なお、監査で判明した以外分についても不正等請求があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。